

各務用水土地改良区
 理事長 小林 ひろし 様

申 請 人	組 合 員	住所				
		氏名			印	
		TEL				
	所 有 者	住所				
		氏名			印	
		TEL				
	転 用 関 係 者	住所				
		氏名			印	
		TEL				

※組合員と所有者が同一の場合は組合員の欄だけ記入し、異なる場合については両方記入する。
 ※転用関係者は、農地法5条申請(売買, 賃貸, 使用借地等)の場合に記入する。

農地転用等の通知および地区除外申請書

このたび下記の上地について、農地法第 条1項の規定による転用許可の(申請・届出)をしたいので、各務用水土地改良区地区除外等処理規定第2条の規定に基づき通知します。
 また同規程第5条の規定に基づく地区除外についても併せて申請します。
 なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、同規程第6条の決済金についても所定の方法により納付します。

1 土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(m ²)	転用後の地目

2 転用の目的及び転用後の土地利用計画

.....
.....
.....

3 農業委員会に { 転用許可申請 } を提出しようとする日 平成 年 月 日
{ 転用届出書 }

【添付書類】

①	農地法第(4・5)条の規定による許可申請・届出書の写し
②	位置図 住宅地図等に申請する土地の位置を赤色で明示したもの。
③	字絵図 申請する土地を赤色で明示したもの。
④	土地利用計画図 建築物、構造物、工作物等の配置をできるだけ具体的に明示したもの。
⑤	排水計画図 雨水、雑排水等の排水経路及び放流先水路を明示したもの。
⑥	登記簿の写し
⑦	測量図 土地を分筆して転用する場合に添付すること。(農地転用に伴い分筆登記があった場合は、残地の地番、地積が確認出来る書類。)
⑧	その他の資料 協議時において指示があったものを添付すること。

【記載要領】

申請人	該当者の住所, 氏名, 電話番号を正確に記載する。
土地の表示	項目ごとに正確に記載する
転用の目的及び転用後の土地利用計画	個人住宅建築, 資材置場造成, 駐車場造成など転用目的をできるだけ具体的に記載する。

【留意事項】

1. 農地転用をするには、農業委員会及びその他関係機関との事前協議が必要です。
2. 意見書交付は申請から1週間程度必要ですが、申請内容によっては時間を要する場合があります。
3. 地区除外（農地転用）には、決済金（土地改良事業費等の繰上清算金）が必要となります。
4. 意見書及び受理証明書1通につき手数料1,000円が必要となります。

前記の申請については、異議ありません。

各務用水土地改良区地区役員

住所

.....

氏名

印

.....

組合員資格得喪通知書

平成 年 月 日

各務用水土地改良区
理事長 小林 ひろし様

現組合員名 住所

氏名 (印)

No. ()

新組合員名 〒 -

住所

ふりがな

氏名 (印)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

TEL - -

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 資格得喪の対象となる土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	耕作者	所有者

2 資格得喪の原因及び時期

(1) 原因 (該当の□にチェックをして下さい。)

- 経営移譲 賃貸権の設定又は解約 農地転用 (農地法 第 条)
 売 買 相続又は贈与 その他 ()

(2) 原因の時期 平成 年 月 日

3 賦課金又は決済金の納付者

- 組合員 氏名
 その他 住所 〒 -

氏名 TEL ()

平成 年 月 日

各務用水土地改良区

理事長 小林ひろし 様

住 所

氏 名

⑩

誓 約 書

今般、次に記載する農地を転用するにあたり、貴土地改良区地区除外処理規定第3条に掲げる事項を遵守するとともに、下記事項を履行することを誓約します。

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積(m ²)	転用目的

記

- 1 農地法により許可を受けた後は申請通りの目的に供すること。
- 2 農業用の用排水及び道路等に支障ない様に措置すること。
- 3 用排水、道路、河川敷等の法面を埋立て、又は占用する時は、別途市長に国県道及び河川については、岐阜建設事務所長に諸定の申請をなし承認を受けて施行すること。
- 4 用排水路、道路の変更移転を必要とするときは、土地(地元)関係者の同意を得ると共に市長に届出し諸定の手続きを了した上施行すること。
- 5 付近の土地道路及び水路については、埋立の際及び転用後における土地の土砂の流出積崩壊又は転用により生ずる「ガス」湧水粉塵、捨石、油等の流排出及びこれ等に類すること等により被害を与えた時には、それに対する損害補償をすること。
- 6 建築基準法に定める基準まで道路を拡巾されても支障のない様に転用して道路拡巾の際にはその事業に協力すること。
- 7 付近の土地、作物及び家畜等は、被害のおよぼす恐れのある時は、それに対する防除施設を施すこと。
- 8 その他の特約事項